

検査はお済みですか？

今話題の
受水槽

検査は水エネにご用命ください。

※年1回厚生労働大臣の登録を受けた機関による検査が必要です。

※検査料金は、受水槽の容量によって異なります。

確かな
技術

県営水道事業で培った豊富な経験を有する検査員が適切に行います

豊富な
経験

神奈川県企業庁の第3セクターとして発足以来、約35年にわたり県営水道事業関係の様々な業務を行っており、受水槽の適正管理業務も受託しています

信頼の
実績

厚木市や鎌倉市の小中学校、警察署等の行政機関の他、病院、マンション等のお客様から、これまで受水槽検査のご用命をいただいています

検査のご依頼や受水槽についてご不明な点があれば、お問い合わせください

厚生労働大臣登録簡易専用水道検査機関（登録番号 第147号）

一般財団法人かながわ水・エネルギーサービス

〒252-0233神奈川県相模原市中央区鹿沼台1-9-15

プロミティふちのベビル2階

連絡先：TEL 042-768-4222

FAX 042-768-4230



<https://www.kmes-kanagawa.or.jp/>

受水槽（貯水槽水道）に関する法令

水道法（厚生労働省）

【第32条の2】 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

水道法施行規則（厚生労働省）

【第55条】 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期的に、行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

【第56条】 法第34条の2第2項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

神奈川県県営上水道条例（神奈川県）

【第52条の3】 貯水槽水道のうち簡易専用水道（水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2に規定するところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理の状況の検査を行う等必要な措置を講じ、当該貯水槽水道を適切に管理しなければならない。